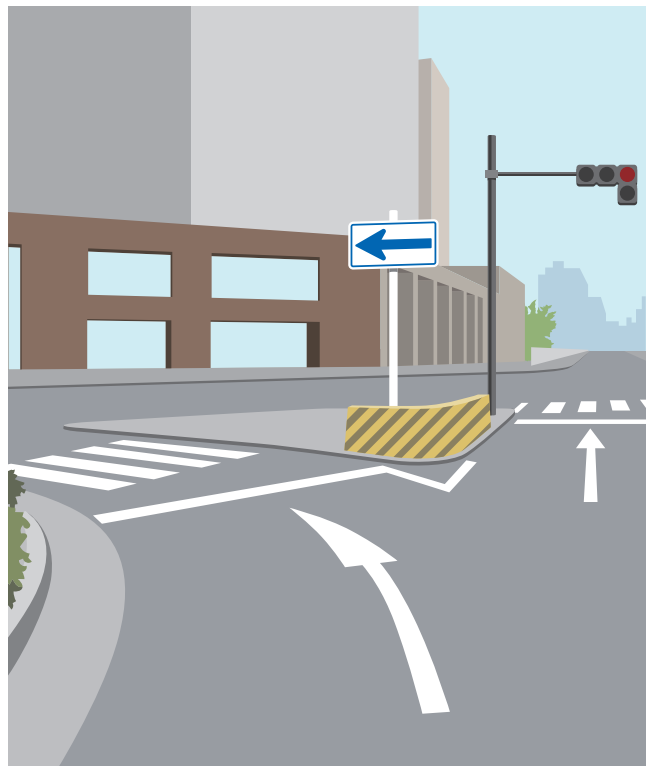


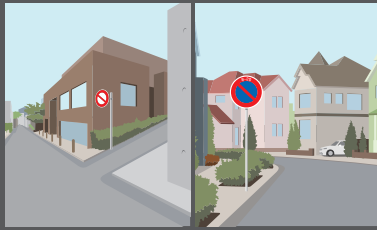
この標識わかりますか？

道路標識のなかには見慣れないものや似ていてまぎらわしいものがあります。
そうした標識に着目し安全運転に役立つ情報としてお届けします！



左:「車両通行止め」

右:「駐車禁止」



「車両通行止め」は、歩行者以外の車両(軽車両含む)はこの標識がある道路を通行できないことを示します。
「駐車禁止」は、この標識がある場所には駐車することができないことを示します。

どう運転しますか？

- 車両通行止めの標識がある場合はその道路への進入および走行は禁止です
※注意:「車両進入禁止」は一方通行の道路の出口にあり、標識のある方向からの進入を禁止する標識です
- 駐車禁止の標識がある道路に駐車することはできません
- 標識の上部に数字がある場合は、この標識が適用される時間帯を表します
数字がない場合は終日駐車禁止です

標識 とも とも 豆 知 識

標識がなくても駐車禁止の場所がある!?

駐車が禁止されている場所は標識がある場合以外にも存在します。教習所で誰もが一度は習っていますが、もう一度おさらいしてみましょう。

1. 自動車用の出入口(駐車場や車庫など)から3m以内の部分
2. 道路工事の始まり、終わりから5m以内の部分
3. 消防用の器具置場や防火水槽の側端
または出入口から5m以内の部分
4. 消火栓や指定消防水利の標示板がある場所、
もしくは防火水槽の給水口から5m以内の部分



消防指定水利の標示板

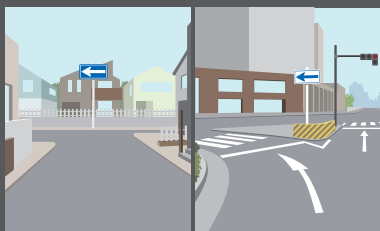
5. 火災報知器から1m以内の部分
6. 車両右側の道路上に3.5m以上の幅が確保できない道路

なにやら難しそうな言葉がたくさん出ていますね。
簡単にまとめると、消防関連の機材や標示板がある場所の近くは駐車禁止に指定されています。
ほかにもクルマの出入りの邪魔になる場所や狭くてクルマの往来ができなくなる場所が指定されています。

※上記以外にも、駐車禁止地帯は様々な種類があります。一般に駐停車禁止区域は危険性も高い場所も多いため、ご注意ください。

左:「一方通行」

右:「左折可」



「一方通行」は、この標識がある道路は、標識内の矢印の方向にのみ通行が可能であることを示します。
「左折可」は、前方の交差点の信号に関わらず常に左折が可能であることを示します。

どう運転しますか？

- 一方通行の場合でも自転車などが反対側から走行してくることがあるので注意が必要です
- 一方通行と左折可は非常に似ているため、見間違わないよう気をつけましょう
- 左折可の表示にしたがって走行する場合でも進行方向の安全確認を怠ってはいけません
- 左折時は自転車や歩行者の巻き込みに十分注意して運転しましょう

標識 とも とも 豆 知 識

これって車両?軽車両?

一方通行とよくセットになっているのが“軽車両を除く”という補助標識です。では軽車両とはどんなものを指すのでしょうか。

軽車両とは

原則として、原動機のない車両(自転車や荷車など)を指します。
珍しいものでは馬車も軽車両扱いです。身近なものの例として、電動アシスト自転車は軽車両、電動キックボードは車両(原動機付自転車)扱い※となります。

※2021年11月現在の情報です。今後改訂される可能性があるため最新の情報を確認しましょう。

なお、“軽車両を除く”がない場合は軽車両も標識に従って走行しなければなりません。自転車などで出かける際はしっかりと交通ルールを守って走行しましょう。



車両(原動機付自転車)



軽車両(電動アシスト自転車)



Hondaはビジネスニーズに適した製品や
購入プラン、メンテナンスなどのご提案を通じ
企業のビジネス活動を全力でサポートします。

HONDA

本田技研工業株式会社 法人営業部
2022年3月